

全青色傷害

傷害補償(MS&AD型)特約付
団体総合生活補償保険
共済給付金

平成26年度には総額2億1,939万円を会員の皆さまにお届けしました!

約13人に1人が給付・見舞金(保険金)を請求されています

毎月の掛金と 制度の特長

会員同士の
扶け合い
制度です

- 団体割引適用
- お仕事中から日常生活まで24時間補償(国内・国外を問わず)
- 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償
- 最大3口まで加入できます。

 月額1,250円(1口)

75才6ヵ月まで新規加入可能

入院・通院1日目から補償!


お申し込み、ご相談は

(一社)大宮青色申告会

〒330-0846

さいたま市大宮区大門町3-1

☎ 048-644-5652

 一般社団法人 全国青色申告会総連合

12月 補償開始は 平成28年12月1日スタートです

申込締切日	初回口座振替日	保険期間
平成28年 9月30日(金)	平成28年 11月28日(月)	平成28年12月1日午後4時より 平成29年12月1日午後4時まで

6月 補償開始は 平成29年6月1日スタートです

申込締切日	初回口座振替日	補償期間(中途加入)
平成29年 3月31日(金)	平成29年 5月29日(月)	平成29年 6月1日午後4時より 平成29年12月1日午後4時まで

共済制度引受団体 一般社団法人 全国青色申告会総連合 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301
団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株) 広域法人部営業第三課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6694
団体総合生活補償保険取扱代理店 (株)ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

*当制度は、青色申告会会員、専従者、従業員ならびにそのご家族の皆さまのみを対象(P3を参照ください)としています。
一般の方は、ご加入はできません。

事故にあわれたら

ご所属の青色申告会を通して、取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。



制度の特長 「全青色傷害」の主な特長

- 1 団体契約による割引適用**
- 2 お仕事から日常生活までケガを24時間補償** (国内・海外を問わず)
天災危険補償特約付で地震等の天災による傷害死亡・後遺障害も補償
- 3 自動更新で期限切れの心配なし**
半年ごとの掛金口座振替で毎年自動継続 (80才6ヵ月で規約脱退)
- 4 簡単な保険金請求**
10万円以下の保険金をご請求の場合、診断書の提出は原則不要

こんなときにお役に立ちます!

お仕事のケガ 仕事でのケガ	移動中のケガ 移動中にケガ	日常生活のケガ 家事によるケガ	 歩行中のケガ	地震・噴火またはこれらによる津波で死亡 ※傷害死亡・後遺障害のみ補償
レジャーのケガ スポーツでのケガ	 海や山でのケガ	乗物によるケガ 車によるケガ	 自転車によるケガ	火災による建物等の損害(共済)

お支払い例 3口ご加入の場合

事例1 職場で捻挫し、3日間通院した場合

通院も1日目からお支払い
 傷害通院保険金 4,500円×3日間= **13,500円**

事例2 車にハネられ足を複雑骨折し、10日間入院(入院中に手術)退院後20日間通院した場合

相手方の賠償に関係なくお支払い
 傷害入院保険金 … 9,000円×10日間=90,000円
 傷害手術保険金 … 9,000円×10倍 =90,000円
 傷害通院保険金 … 4,500円×20日間=90,000円
27万円

支払実績

「全青色傷害」はこんなにお役に立っています。

平成26年度支払実績のご紹介

支払総額 **2億1,940万円**

主な内訳

- 死亡 3,600万円
- 後遺障害 1億871万円
- 入院 1,909万円
- 通院 5,120万円

加入者約13人に1人が保険金請求
 お支払総額は約2億円。請求された加入者は在籍者の約7.8%、13人に1人にもなります。

特に「通院」の場面でお役に立っています。
 通院保険金の支払額は全体の約23%ですが、件数は全体の約72%。通院日数10日未満がその約41%を占めます。打撲や捻挫、火傷など身近なケガでお役に立ちます。

保険金額・共済給付金額

口数(掛金月額)		1口(1,250円)	2口(2,500円)	3口(3,750円)
加入できる年齢		14才6ヵ月超~75才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超~70才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超~65才6ヵ月以下の方
死亡した場合 傷害死亡保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波以外の場合	600万円	1,200万円	1,800万円
	地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合	300万円	600万円	900万円
後遺障害の場合 傷害後遺障害保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波以外の場合	65才6ヵ月以下の方		
		24万円~600万円	48万円~1,200万円	72万円~1,800万円
	地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合	65才6ヵ月超の方		
12万円~300万円		24万円~600万円	—	
入院した場合 傷害入院保険金日額	1日あたり 1日目から、180日限度	3,000円	6,000円	9,000円
手術した場合 傷害手術保険金		①入院中に受けた手術〔傷害入院保険金日額〕×10倍 ②入院中以外に受けた手術〔傷害入院保険金日額〕×5倍		
通院した場合 傷害通院保険金日額	1日あたり 1日目から、90日限度	1,500円	3,000円	4,500円
共済 火災にあわれた場合 火災見舞金額(損害額が3万円以上のとき)		75才6ヵ月以下の方まで 加入者1人あたり 10万円		

※火災見舞金は一般社団法人 全国青色申告会総連合の共済給付金額です。それ以外は団体総合生活補償保険の保険金となります。
 ※被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、青色申告会会員、専従者、従業員およびその家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

掛金の税務上の取扱い

掛金の税務上の取扱いは、その事業所の加入状況等により異なります。

加入者	勘定科目
事業者	事業主貸
専従者	事業主貸
従業員	福利厚生費
専従者と従業員	福利厚生費(注)
家族	事業主貸

(注) 専従者は他の従業員と同一の補償内容である場合、従業員とあわせて必要経費に計上できます。上記税務処理の詳細につきましてはご所属の青色申告会または最寄りの税務署にご確認ください。



さらに 疾病入院の補償をご希望の場合は青色申告会の取扱う「疾病入院補償制度」パンフレットをご覧ください。

